

広報いわた「市民伝言板」掲載基準

令和3年12月

1. 掲載対象

市民サークルなどの団体（主に市内在住・在勤・在学者で構成）が主催するイベント・催しなどの案内や会員募集など。

- ・募集対象が市民全体または相当な範囲のもの。
- ・やむをえない場合を除き、問合せ先が磐田市民となっているもの。
- ・やむをえない場合を除き、開催および活動場所が市内で、公共性のある会場のもの。
- ・開催日や募集の締め切りが広報紙配布日から2週間以上あいているもの。

2. 掲載申込の注意点

- ・掲載内容に関する責任は、申込者に帰属することとします。
- ・同一者または同一団体の掲載はイベント・催しなどが年度内4回、会員募集が年度内1回までとし、季節が限定される例外を除き、前掲載からイベント・催しなどは3か月以上の間隔を必要とします。
- ・会員募集については、紙面の都合により希望月以降の掲載になる場合があります。
- ・広報紙の編集規定に基づき、用字・用語等の修正を行う場合があります。
- ・行政広報紙の公益性を損なうと判断される場合、掲載をお断りすることがあります。
- ・すべての基準に適合しても、紙面の都合で掲載できない場合があります。
- ・掲載した広報いわたは市ホームページにPDFファイルおよび音声ファイルで掲載するほか、他の媒体等に転載および情報提供する場合があります。

3. 掲載申込の手続き

- ・掲載を希望する場合は、掲載を希望する広報いわたの発行前月の10日（休日の場合、直後の開庁日）までに、原稿に申込書（市ホームページからダウンロード可）を添えて直接または郵送、FAX、電子申請で広報広聴・シティプロモーション課へ提出してください。
- ・記載内容などに不備や虚偽のあるものは、受け付けできません。
- ・必要に応じて、予算書や会則、規約、会計報告、会員名簿、活動内容などが分かる資料の提出を求められることがあります。

4. 掲載できないもの

- ・公序良俗に反するもの。
- ・政治、宗教活動を目的としたもの。
- ・営利を目的とするもの（間接的なものを含む）。
※講師自身が会費を集めて行うものは営利活動と判断します。
※会費等が同種のものと比較して顕著に高い場合は、営利活動と判断します。
※将来、営利につながる可能性のある教室や講座などは、営利活動と判断します。
- ・求人、求職に関する場合
- ・個人宣伝、個人活動を目的としたもの。
- ・内容などが不明確または申請と活動内容が異なるもの。
- ・トラブルを頻発するまたは発生を危惧させるもの。過去にトラブルを生じたもの。
- ・同一申込者または同一団体による複数の申込み。
- ・市が掲載できないと判断したもの。